

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク
登録10周年に向けた機運醸成イベント開催業務委託仕様書

1 業務の目的

令和9年度に祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（以下、「エコパーク」という。）が登録10周年を迎えるに当たり、本エリアの魅力を戦略的に発信し、県内外における認知度のさらなる向上と来訪意欲の喚起を図る。あわせて、効果的なプロモーションイベントを展開することにより、地域住民のエコパークに対する関心を高め、10周年という節目に向けた機運の醸成を目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）

3 委託業務の内容

受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で、以下の業務を遂行するものとする。

(1) イベントの企画・運営

① 県内イベントの開催

宮崎市、延岡市、高千穂町及び日之影町において、各1回開催するものとする。

ア 開催場所及び時期（予定）

- ・宮崎市：イオンモール宮崎（8月、1日間）
- ・延岡市：イオン延岡（11月、1日間）
※ 会場借用料については見積もりに含めないこと（県が別途調整する）。
- ・高千穂町：サルタフェスタへのブース出展（8月頃、1日間）
- ・日之影町：ひのかげ溪谷まつりへのブース出展（10月頃、2日間）
※ 宮崎市及び延岡市の開催時期については、中山間・地域政策課と受託者で協議の上、変更する場合がある。
※ 荒天等により、出展予定のイベント（サルタフェスタ、ひのかげ溪谷まつり等）が中止又は延期となった場合の代替措置については、県と受託者が協議の上、決定すること。

イ 実施内容

本イベントは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認知度向上及び登録10周年に向けた機運醸成を図る内容とし、以下の点を満たすこと。

○ 共通事項

- ・エコパークの理念や本エリアの持つ魅力について、来場者が親しみながら理解を深められる普及啓発の工夫を行うこと。
- ・子どもから大人まで楽しめる体験型コンテンツ（ワークショップ等）を提供すること。
- ・来場者の滞在時間の延伸及び満足度向上につながる企画とすること。

○ 宮崎市でのイベント

- ・エコパークエリア外からの誘客を重視し、本エリアへの来訪意欲を喚起する内容とすること。
- ・豊かな自然やアクティビティを疑似体験できるコンテンツ（VR機器の活用等）を盛り込むこと。

○ 延岡市、高千穂町及び日之影町でのイベント

地域住民が地域の魅力を再発見し、地域一体となって10周年を盛り上げる祝祭感のある演出を行うこと。特に次世代を担う子ども達の関心を高める工夫を行うこと。

② 県外イベントの開催

- ・大分県で1回開催すること。なお、会場及び時期については提案による。
 - ・既存イベントへのブース出展も可とする。
 - ・宮崎・大分両県にまたがる同一エコパークエリアとしての繋がりを強調し、県境を意識させない一体的なフィールドとしての魅力を発信すること。
 - ・近接エリアならではの気軽な再訪を促す周遊提案を行い、大分県側から宮崎県側へのさらなる誘客の足がかりとなる内容とすること。
- ※ 開催地については、広域的な認知度向上を目的とした都市部での開催又はエコパークエリアでの開催等目的に合致した効果的な場所を提案すること。

③ アンケートの実施

全てのイベントにおいて、来訪意欲や認知度等を把握するためのアンケートを実施すること。

④ 来場者数の把握

全てのイベントにおいて、来場者数（各コンテンツの体験人数等）を把握できる仕組みを設けること。

(2) 広報・周知活動の実施

各イベントの集客及び10周年の機運醸成を最大化するため、ターゲット層が関心・興味をもつよう効果的な広報・周知活動を提案し、実施すること。

- ① 単独開催の場合、県と協議の上、県が指定する日までに各開催地に応じたA4サイズの集客告知用チラシを作成し、ターゲットに応じた効果的な配布を行うこと。
- ② チラシによる周知に加え、SNSやWEB媒体、地元メディア等の活用も視野に入れ、効果的なプロモーションを展開すること。

(3) その他独自提案

業務目的を達成に資する追加的な施策について、独自の提案を行うこと。

(4) 留意事項

- ① 会場側との各種調整は受託者が行うこと。
- ② イベント全体の演出、催しを実施するための経費、会場借上げ費用等、開催に必要な経費は全て委託料に含むこと。ただし、ノベルティや景品など特定の個人に対する給付経費及びそれに類する経費は、委託料の対象外とする。
※ 体験型コンテンツに必要な資材については、ノベルティや景品には該当しない。
- ③ 資材、備品等の手配及び搬入、会場での設営及び撤去を行うこと。
- ④ イベント当日の運営及び安全管理に必要な人員を配置すること。なお、各イベントにおいて、県職員等4名程度を運営補助として配置可能とする。

4 成果報告書の作成

以下を含む、成果報告書を作成し、中山間・地域政策課に納入すること。

- (1) 実施内容
- (2) 来場者数、アンケート結果
- (3) 課題及び改善提案
- (4) 記録写真

5 成果品の納入

成果品は以下とする。

- (1) 成果報告書（紙媒体 1 部及び電子データ）
- (2) 県が指定する制作物及びデザインデータ一式

6 その他

- (1) 成果品についての権利は、県に帰属する。
- (2) 本業務の実施にあたっては、中山間・地域政策課と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (4) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (5) 業務の遂行に当たり発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

<参考>

○ 県が用意可能な資材

資材例	備考
VR機器及びコンテンツ	4機、動画コンテンツ 10 種類 (各種 1 分、3 分、5 分バージョンあり)
PR動画	3 種 (30 秒、1 分、6 分バージョン)
各種パンフレット	10 種類
展示パネル	B 1 サイズ 8 種類 (エコパークの説明)
ポスター	A 1 サイズ 3 種類
テーブルクロス	2 枚 (エコパークのデザイン)
PRカード	8 種類 (9 c m × 9 c m)
各種ノベルティ	エコパークグッズ (木のコースター、クリア ボトル、ボールペン、シール、手ぬぐい、簡 易携帯トイレ等)
積み木	4 セット エコパークエリア内の木材を使用
紙製パズル	1 2 5 セット (エコパークエリア 6 市町の形 をしたピースをはめ込むもの)